

入院期間が 180 日を超える場合の 費用の徴収について

同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと選定療養となり、入院料の 15%が別途自己負担（自費料金）となります。

ただし、180 日を超えて入院されている患者さんであっても、難病や人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

1 日あたりの自己負担額 一般病棟入院基本料・急性期一般入院料 3	2,585 円（税込）
--------------------------------------	-------------

令和 6 年 6 月

湖東厚生病院 病院長